

**答申第45号**  
(諮問第59号)

**答 申**

**第1 審査会の結論**

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年8月25日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

**第2 異議申立てに至る経緯**

**1 公文書の公開請求**

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年8月11日付けで、「1999年度～2008年度の教員採用試験および管理職任用試験における全受験者の答案用紙」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

**2 実施機関の決定**

実施機関は、本件公開請求について、次のとおり公文書を特定した上で、平成20年8月25日付けで、それぞれ公文書を公開しない理由を付して、公文書非公開決定をした。（別表参照）

（義務教育課所管分）

- (1) 平成20年度採用の校長採用候補者選考試験における全受験者の答案用紙

※ 公文書を公開しない理由

適用除外（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することから、大分県情報公開条例第31条の規定により、この条例の規定は適用されないため）

- (2) 平成20年度採用の教頭採用候補者選考試験（佐伯教育事務所において実施したものに限る。）における全受験者の答案用紙（論文試験のものを除く。）

※ 公文書を公開しない理由

前記(1)の理由に同じ

- (3) 教頭採用候補者選考試験のうち、平成19年度採用の竹田及び日田の各教育事務所において実施したもの並びに平成20年度採用の別府、大分、佐伯（前記(2)に係るものを除く。）、竹田及び日田の各教育事務所において実施したものにおける全受験者の答案用紙（以下「対象公文書1」という。）

※ 公文書を公開しない理由

大分県情報公開条例第7条第1号に該当するため（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により、特定の個人を識別することができるものであるた

め又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため)

(義務教育課及び高校教育課所管分)

- (4) 平成11年度～平成20年度の教員採用選考試験及び管理職任用試験における全受験者の答案用紙(前記(1)から(3)までのものを除く。)(以下「対象公文書2」という。)

※ 公文書を公開しない理由

公文書不存在(廃棄したため又は存在を確認できなかったため)

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成20年10月23日付けで、対象公文書1及び対象公文書2の公文書非公開決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)をした。

### 4 本件の背景

平成20年6月、実施機関の義務教育課の職員が、教職員から同人の子供を教員採用選考試験に合格させる見返りに金券を受け取った贈収賄事件が発覚した。実施機関の発表によると、実施機関は採用試験等の答案用紙を本来の保存期間の定めによらず、1年程度で廃棄していたという事実を公表した。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 本件異議申立ての趣旨

対象公文書1及び対象公文書2を非公開とした処分を取り消し、これらを公開するとの決定を求める。

### 2 本件異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 対象公文書1について

答案用紙には、受験者の氏名は記入せず、受験番号のみを記入する様式になっているのであるから、これを公開したとしても個人が特定されることはないものというべきである。仮に、受験番号によって個人が特定されるおそれがあるというのであれば、条例第8条を適用して受験番号のみを非公開とし、その余を公開する一部公開としなければならない。

- (2) 対象公文書2について

非公開理由を「公文書不存在」としたことについては事実認定において誤りがある。

本件とは別に公文書公開請求し、平成20年8月22日付けで公開された個別事務文書分類基準表(平成14年3月29日決裁)によれば、教職員第一課(現義務教育

課) 所管の校長及び教頭、新採用の採用試験(答案用紙)の保存期間は30年であり、教職員第二課(現高校教育課)所管の教員選考試験、新採用者内申書の保存期間はそれぞれ5年、30年である。また、同じく公開されたファイル基準表(平成16年度～平成19年度)によると、義務教育課所管の平成16年度及び平成17年度新採用については、保存期間30年で保管中、平成18年度教員採用選考試験については、保存期間1年で保管中、平成19年度分については保存期間10年で保管中となっている。

次に同基準表の高校教育課所管の平成16年度～平成19年度第1次試験答案及び第2次試験答案は、いずれも保存期間30年で保管中となっている。

更に、答案用紙の廃棄年月日が分かる公文書は不存在とのことであるから、本件請求に係る答案用紙が廃棄されたと認めるに足る証拠は全くない。少なくとも平成16年度から平成19年度の採用試験の答案用紙については、ファイル基準表で保管中となっているから存在するはずである。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

##### 1 対象公文書1について

###### (1) 答案用紙の構成について

対象公文書1である教頭採用候補者選考試験の筆記試験の答案用紙は、受験番号の記載欄と解答欄からなり、受験番号の記載欄内に当該番号が記入され、解答欄には空白であることもあるが受験者個人が記述した解答が記入されており、解答欄の内外に適宜採点に係る小問別の文字(評定結果を示す丸印等)及び評点(以下これらを「採点情報」という。)が記載されている。また、論文試験の答案用紙は、800字詰め原稿用紙となっており、受験番号の記載欄内に当該番号が記入され、原稿用紙の欄内には受験者個人が記述した解答が記入され、右下の欄外に受験者の氏名及び所属が記入されている。

###### (2) 条例第7条第1号該当性

答案用紙に記載された情報は、全体として条例第7条第1号柱書きに規定する個人に関する情報であり、また、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから同号ただし書イに該当せず、さらに、受験者は公務員ではあるが職務の遂行に係る情報ではないことから同号ただし書ハに該当せず、その他同号ただし書ロにも該当しないことから、同条第1号に該当するため非公開決定を行ったものである。なお、次に述べる理由により一部公開決定を行うことはできない。

###### (3) 受験者の氏名及び所属

論文試験の答案用紙の欄外に記載された受験者の氏名及び所属は、一体として特定の個人を識別することができることとなる記述部分であり、公開することはできない。

#### (4) 解答

答案用紙に記載された解答は、受験者の自筆で記載されている。教頭採用候補者選考試験の受験者は、年齢が45歳ないし46歳以上の長年教員をしていた者という限定された者であり、少なくとも受験者の家族、知人又は同僚、上司等一定の範囲の者は受験者が受験したことを知り得るところ、当該一定の範囲の者は、筆跡や言い回し等記載された内容から当該受験者を特定できる蓋然性が高い。これを踏まえると、解答が公にされると、そのできばえの優劣について論評されたり受験者の能力の程度が批評されることなどが予想されることから、解答は、当該受験者個人の知識、能力及び資質並びに名誉に直接かかわる機微な情報であり、さらに、論文試験の解答等の受験者が考えを論述したものについては個人の思想が表れており個人の人格と密接に係る情報でもあることから、公にされると個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条の規定による当該部分の一部公開はできない。

#### (5) 受験番号及び採点情報

答案用紙に記載された採点情報の部分は、その部分のみが公にされることをもって、受験者を特定し得ず、受験者の能力の程度について論評や批評されたりすることなどにより個人の権利利益を害するとは通常考えられないことから、非公開情報には該当しない。しかし、採点情報がどの受験者のものか特定されると、当該受験者個人の能力、資質にかかわる機微な情報となる。

その一方、答案用紙に記載された受験番号は、一般に特定の個人を識別できる情報とはいえず、条例第7条第1号に規定する個人識別情報等や同条各号の規定に該当しないことから、仮に一部公開する場合にも非公開情報として除く（黒塗りする）ことはできない。ただ、受験番号は、教育事務所ごとに1番から番号が付され、さらに受験者の学校順に付されることとなっており、また、受験会場では、受験番号順に配席されることとなっている上、受験者は長年教員をしていた者であることから他の受験者を認識している。これらのことから受験者は、自己の受験番号及び配席から特定の受験者の受験番号を認識し得ることとなるため、受験番号を公開すると、特定の受験者の採点情報が明らかになってしまうことは容易に考えられる。これらのことを踏まえ受験番号を公開することを前提とすると、採点情報は、公にされると個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該部分の一部公開はできない。

そして、受験番号は、前記(3)の受験者の氏名及び所属、前記(4)の解答並びに採点情報が記述されている部分を除くと当該文書全体からみるとごくわずかとなり、本質的な部分は残らず、これのみでは有意な情報が記録されているとは言い難いものであることから、部分公開をすべきものとは言えないと考える。

## 2 対象公文書2について

### (1) 教員採用選考試験の書類及びその管理の状況

一次試験の筆記試験の問題用紙及びその答案用紙の量は概ね段ボール箱（縦53cm、横39cm、高さ32cm程度）で約11箱程度となる。二次試験については、評定書が

段ボール箱1箱程度であり、これらを合計すると12箱程度となる。

過去の担当者によれば、少なくとも平成19年度採用（平成18年度実施）及び平成20年度採用（平成19年度実施）の教員採用選考試験の問題用紙や答案用紙は段ボール箱に入れ、小中学校に係るものは県庁舎別館6階の63会議室、高校等に係るものは同階の62会議室に保管し、これらの会議室で得点をパソコンに入力するなどの集計作業を行い、集計作業が終わった答案用紙は段ボール箱に入れて、問題用紙とともにこれらの会議室に保管していたということである。

(2) 管理職任用試験の書類及びその管理の状況

管理職任用試験の問題用紙及び答案用紙、評定書の量について概算すると、義務教育課、高校教育課両課で段ボール箱3箱程度となる。

過去の担当者によれば、これらは試験終了後、教育事務所で実施した小中学校教頭の試験に係る答案用紙及び評定書については義務教育課に送付し、同課では本庁で行った小中学校校長の試験に係る問題用紙、答案用紙及び評定書とともに執務室内に、高校教育課については62会議室に保管していたということであった。

(3) 公文書不存在の判断

① 教員採用試験の答案用紙の存否

教員採用選考試験の答案用紙については、過去の関係者に聴き取ったところ、概ね次年度の教員採用選考試験の頃に、その保存期間を誤解するなどにより廃棄していたと思うとのことであった。その理由としては、本来答案用紙の保存期間は、大分県教育委員会文書管理規程（昭和62年大分県教育委員会訓令甲第3号。以下「文書管理規程」という。）第10条の規定により別表第2の個別事務に係る文書保存期間の基準に基づき、個別事務文書分類基準表で定めるものであるところ、同表の「その他」の区分の「資格試験の願書、答案及び採点で軽易なもの」に該当するため1年であると誤解し、かつ、1年の保存期間の場合は文書の発生年度の翌年度末までが保存期間であるところ、文書の発生年度末までと誤解するなどし、それが担当者間で引き継がれていたことにあると思われる。その背景としては、答案用紙や試験問題などは量が多く簿冊（ファイルを用いて編集したものをいう。）で管理していないことから公文書という意識が薄かったことや、答案用紙等は、試験結果一覧表を作成して点数を集計し、さらに合否通知、試験結果の簡易開示や辞令交付と順次一連の手続が終了すれば保存の必要がなくなるという考えもあったため、また、県庁舎別館の地下書庫、執務室横の倉庫、執務室内のキャビネット等は長年の教育職員の免許関係の書類やその他保存すべき人事関係書類で占められ、量が多い教員採用選考試験の答案用紙等を保管できる余裕はないことから、翌年度の試験実施により発生する新たな試験関係の書類を保管する場所を確保するためであると思われる。

なお、平成20年度採用の同試験の答案用紙等については、平成19年度末の執務室の改装・移動等に伴う工事（平20.3.21～23に実施。）に際して必要でなくなった書類を廃棄することとした際に併せ、例年よりも早い廃棄してしまったものと

思われる。

平成19年度及び平成20年度の業者に委託した機密文書の廃棄に係る会計書類は、非公開決定理由説明書に添付している「溶解証明書」や「廃棄物処理証明」等のおりであり、答案用紙を廃棄したと明記されていないため確定には至らないが、過去の関係者からの聴き取りを踏まえると、この際に答案用紙も廃棄されてしまったと思われる。

② 管理職任用試験の答案用紙の存否

管理職任用試験の答案用紙の存否について過去の関係者から聴き取ったところ、概ね教員採用選考試験と同様の理由から、同試験の答案用紙等の書類廃棄の際に併せて廃棄していたと思うとのことであった。

ただし、竹田及び日田の各教育事務所において実施した平成19年度採用の市町村立小・中学校の教頭採用候補者選考試験の答案用紙は、たまたま平成18年度に本庁に送付されていなかったため保管されていた。また、平成20年度採用の市町村立小・中学校の校長及び教頭の採用候補者選考試験の答案用紙についても、警察に押収された前記第2の2の(1)及び(2)に係るもの及び教頭採用候補者選考試験のうち中津教育事務所において実施したものにおけるもの(以下「中津の教頭答案用紙」という。)を除き、保管されていた。

中津の教頭答案用紙については、他の教頭採用候補者選考試験の答案用紙同様保管されているべきであるところから中津教育事務所の担当者に聴いたところ、本庁に持って行った際、教頭採用候補者選考試験の担当で既に懲戒免職になった者に渡そうとしたが不在だったので、義務教育課人事班の班員に渡したということであった。そこで、同班員に聴いたところ、受け取りの有無については覚えていないが、受け取ったのであればすぐに同担当者に渡したと思うとのことであり、それ以上所在が分からなかった。

(4) ファイル基準表の状態欄が「保管中」になっていることについて

文書管理規程に基づいて文書を廃棄したのであれば、文書管理システムにおいて答案用紙の廃棄年月日が分かる公文書又は答案用紙の廃棄年月日が記入された簿冊管理表が存在し、ファイル基準表の状態欄が廃棄済となるべきであるが、これらの規定にかかわらず答案用紙を廃棄してしまい、廃棄年月日の登録又は記入をしていないため、当該廃棄年月日の分かる文書はなく、ファイル基準表の状態欄も保管中となったままである。

(5) 答案用紙の捜索について

教員採用選考試験及び管理職任用試験の答案用紙は、前述のとおりどこかに紛れるような量ではないところ、これまでも県庁舎別館の地下書庫、執務室横の倉庫、執務室等を何度もくまなく捜索したが、対象公文書2についてはその存在を確認することができなかった。加えて、平成20年6月14日夜遅くに教員採用をめぐる贈収賄事件において初めて職員が逮捕され、翌15日に警察による捜索が行われたが、警察は、仮に答案用紙の存在を確認したのであれば押収していると考えられるところ、押収し

ていない。

(6) 答案用紙の非公開決定の妥当性について

前記(1)から(5)までで述べたとおり、対象公文書2の答案用紙は、既に廃棄してしまったものと思われることから、公文書不存在を理由として非公開決定を行ったものである。

## 第5 異議申立人の反対意見等の要旨

異議申立人が、実施機関の非公開決定理由に対し、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

### 1 対象公文書1について

大分県情報公開条例第8条は、「非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければならない。」と定めている。受験番号や氏名等は他の情報部分と容易に分離できる。他の部分については、筆跡などにより個人を特定することまでは困難だから、公開することができる情報であると考え。仮に、個人の特定が可能であるとして非公開とした場合においても、解答欄外の採点情報（点数や丸印）は有意の情報ではないので非公開であるとする判断は正しくない。今般の採用汚職や点数改ざん事件に鑑みれば、採点情報は極めて重要な情報であり、有意の情報といえるから公開されなければならない。

### 2 対象公文書2について

(1) 教員採用試験の答案用紙の存否

実施機関が主張する「同表の「その他」の区分の「資格試験の願書、答案及び採点で軽易なもの」に該当するため1年であると誤解し」との見解は誤っている。同表とは別表第2を指しているのであるが、これに基づいて個別事務文書分類基準表及びファイル基準表には、義務教育課所管の答案用紙の保存期間を年度ごとに30年、1年、10年などと定めているのだから、実務上は当該基準表によって保存期間が確認されるものであり、保存期間がすべてにわたって1年であると誤認することはありえない。また、1年の保存期間の場合は文書の発生年度の翌年度末までが保存期間であることは、公務員としての常識の範囲内のことであり、文書の発生年度末までと誤解することなどありえない。

更に、文書管理規程に規定された重層的な文書管理体制の下で、毎回毎回誤廃棄が繰り返されるとは到底考えられない。

実施機関は、「平成20年度採用の教員採用選考試験の答案用紙等については、例年より早いですが、平成19年度末の執務室の改装・移動等に伴う工事に際して他の廃棄文書と一緒に廃棄してしまったものと思われる。」としているが、これは推測の域を出ない。

また、非公開決定理由説明書に添付された「溶解証明書」、「廃棄物処理証明」、「御見積書」、「細断証明書」には、それぞれ内容箱数30、種類、機密文書、588kg、文書箱細断処理料、1,480kg、74,000円などの記載はあるが、どれも廃棄された文書が答案用紙であることを表示するものではない。

(2) 管理職任用試験の答案用紙の存否

各教育事務所で実施した平成20年度採用小中学校教頭任用試験において、中津教育事務所で実施した答案用紙のみ存在しないことについて、実施機関の説明は、中津教育事務所の担当者が答案用紙を本庁に持って行き、義務教育課人事班の班員に渡したということであるが、同班員は覚えておらず、答案用紙の所在が判明しないとのことである。受け取ったとする班員の記憶にもなく、収受を示す文書も存在しないことから、答案用紙が本庁に届いたか否か不明であり、中津教育事務所の担当者が自宅に持ち帰っているかもしれないし、途中で捨てたかもしれない。あるいは、本庁の職員が受け取ってどこかに隠匿しているかもしれない。

(3) ファイル基準表の状態欄が「保管中」になっていることについて

平成16年10月1日からは新たに文書管理システムが導入され、従前にも増して文書管理能力の向上が図られ、全職員が新しい方式に習熟するよう文書取扱いに対する指導が強化されていたのであるから、文書廃棄に係る廃棄年月日の登録がなされていないなどということは通常考えられない。

(4) 答案用紙の搜索について

情報公開は、その情報が残っていなければ意味が無く、そのために文書管理規程が存在し、実施機関の職員はそれを遵守しなければならないのは自明の理である。今回大分県職員がそれを軽視し、注意不足で破棄したということは、到底信用できない。実施機関の説明は極めてあいまいな説明に終始しており、大分県教育委員会が答案用紙の存在を徹底調査したということはできず、再度徹底調査すれば、答案用紙が発見される可能性がある。

## 第6 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類並びに双方の意見陳述等を踏まえ、本件異議申立てに係る内容について審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 対象公文書1について

(1) 対象となる公文書について

対象公文書1は、義務教育課所管の小中学校教頭採用候補者選考試験において、平成18年度竹田及び日田の各教育事務所で実施された筆記試験及び論文試験、平成19年度竹田、日田、別府、大分の各教育事務所で実施された筆記試験及び論文試験並びに平成19年度佐伯教育事務所で実施された論文試験のそれぞれ答案用紙である。（別表参照）

(2) 条例第7条第1号該当性について



① 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる情報は、原則として非公開とする方式を採用している。また、中には、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係する情報など、個人識別部分を削除しても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報もあり、これらについては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、補充的に非公開情報として規定している。

② 答案用紙の構成等について

当審査会において本件公文書を見分したところ、筆記試験の答案用紙は年度によって3枚ないし4枚からなり、1枚目には合計点が記載され、各葉にはそれぞれに受験番号の他、解答欄には未記入の欄もあるが受験者が記載した解答及び採点者が記載した正誤を表す丸印等、さらに解答欄の内外には各小問別の点数や小計点がそれぞれ記載されている。また、論文試験については800字詰め原稿用紙形式の答案用紙1枚で、受験番号の他、欄外に所属学校名及び氏名、解答欄に解答となる論文がそれぞれ記載されている。

以下、これら記載事項について条例第7条第1号該当性を検討する。

③ 氏名及び所属

論文試験の答案用紙に記載された受験者の氏名及び所属は、一体として特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当し、さらに同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本件処分のとおり非公開が妥当である。

④ 解答及び採点情報

解答は、受験者が自己の知識や経験等に基づき、合格を目標にその能力を最大限に発揮して記載するものであり、解答を記載しているが誤っているものや、あるいは解答が全く分からないと思われる未記入の箇所等もあり、これらも含めて受験者の知識や能力を表す情報と言える。また、筆記試験の一部や論文試験については受験者自身の考えを直接問う出題となっており、これらの解答には受験者個人の思想や信条などが率直に記載されていることもある。一方、採点情報についても小問別の点数などによって各問題別の正誤状況等、当該受験者個人の試験全体や個別の問題に対する出来栄を表すものとなっており、それ自体はもとより、他の受験者の答案用紙と比較することなどにより、その優劣や出来栄について論評されたり、受験者の能力の程度が比較、批評されたりするおそれがあるものと言える。

したがって、解答や採点情報は、当該受験者個人の知識、能力、資質、名誉に直接かかわり、個人の人格と密接に関係する極めて機微な情報であると認められることから、仮に所属や氏名を非公開とし、特定の個人を識別することができない場合であっても、公にされると、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものとして

条例第7条第1号に該当し、さらに同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本件処分のおり非公開が妥当である。

⑤ 受験番号

受験番号は、個人を識別することができる情報でもなく、また、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する情報」でもないことから、非公開情報には該当しないと認められる。

(3) まとめ

以上のことから、公開できるのは受験番号のみであるが、これのみでは有意な情報とは言い難いと認められることから、実施機関が答案用紙を全体として非公開とした判断は妥当である。

## 2 対象公文書2について

(1) 対象となる公文書について

対象公文書2は、平成10年度から平成19年度までに実施された教員採用選考試験及び管理職任用試験の答案用紙において、実施機関が、「廃棄したため又は存在を確認できなかったため」として不存在を理由に非公開決定した答案用紙であり、教員採用選考試験及び高校の管理職任用試験については全ての答案用紙、小中学校管理職任用試験については、平成10年度から平成17年度実施分は全ての答案用紙、平成18年度実施分は竹田及び日田の各教育事務所で実施されたものを除くその他の答案用紙、さらに翌平成19年度実施分については、中津教育事務所で実施された答案用紙が対象（不存在）となる。（別表参照）

(2) 教員採用試験の答案用紙の存否

① 答案用紙の廃棄及び保存期間の認識に係る実施機関の説明について

答案用紙の保存期間を定めた個別事務文書分類基準表やファイル基準表によれば、本件請求に係る平成10年度から平成19年度実施分までの答案用紙の保存期間について、それぞれ年度によって定められた保存期間が異なり、1年、10年又は30年などと定められているが、当該保存期間どおり保存されていれば大部分が現在も保管されていることになる。これらについて実施機関は、担当者が保存期間を1年であるなどと誤解し、それが担当者間で引き継がれ、慣例的に、毎年、翌年度の試験の頃に前年度分を廃棄していたとしている。また、その背景として、答案用紙は採点や集計が終われば必要がなくなることや、量が多く、翌年度の試験の保管場所を確保するために廃棄していたことをあげている。

しかしながら、これら実施機関の説明には、答案用紙の廃棄を直接裏付ける根拠資料がなく、また、答案用紙が廃棄されていった経過に曖昧な点もあることから、異議申立人が主張するように答案用紙は存在するとの疑念を持たざるを得ないところもあり、答案用紙が本当に存在しないのかという疑念を払拭させるには、不十分とせざるを得ない。

② 試験担当者等の説明状況について

そこで、当審査会では、実施機関が、過去の廃棄に関わる決定・作業に従事した担当者11名に対し行った答案用紙の管理状況などの具体的な聴取内容等について詳しく説明を求めたところ、その状況は以下のとおりであった。

ア 答案用紙の公文書性の認識について

平成14年度から平成19年度までの義務教育課・高校教育課人事班、とりわけ試験担当者等（概ね1～2年で交替する。）の認識において、答案用紙は公文書ではなく、試験に関する一時的な資料と考えていた者や、公文書とは思っていたものの、保存期間に対する認識が無く、慣例的に1年の保存期間と誤解し廃棄していた者がほとんどであった。

イ 保存期間に対する認識について

そもそも答案用紙を公文書とっていなかった者については保存期間の認識がなく、一時的な資料として慣例的に1年程度保存していた状況であり、公文書とっていた者についても、保存期間を1年と考えていた者や高校入試と同様11ヶ月と考えていた者などで、個別事務文書分類基準表やファイル基準表などで定められた正確な保存期間を把握していた者は皆無であった。

なお、仮に1年の保存期間の場合、本来は文書発生年度の翌年度末までの保存となるが、保存期間を1年と認識していた者もやはり慣例的に概ね1年（翌年の試験のころ）で廃棄していたとのことであった。

ウ 答案用紙の廃棄状況について

各年度ごとの担当者の答案用紙に対する扱いは、採用事務の基礎資料等として概ね1年程度は保存しておき、翌年度の試験のころ、新たな答案用紙等の保存場所を確保するため、各課の文書取扱主任がとりまとめる一斉廃棄などの機会に、他の不要文書と一緒に廃棄物処理場に搬入し、廃棄していたということであった。

エ 廃棄に際しての決裁について

答案用紙を廃棄する際の上司の決裁については、担当者等において、決裁が必要であるとの認識がなかったことや例年どおりの作業でありそれまでも決裁していなかったなどとの理由から、全員が決裁を受けずに廃棄していたとのことであった。

オ 平成20年度採用の答案用紙について

平成20年度採用の答案用紙は、それまで行っていた1年間程度の保存ではなく年度末に廃棄したということであるが、その理由について当時の担当者やその他の班員の説明は、当該答案用紙を63会議室に保管していたところ、年度末の執務室の改装工事に伴って書類を廃棄することになり、各課の廃棄書類を工事予定のない63会議室に一時的に集め、それら大量の書類をまとめて廃棄した際に答案用紙も一緒に廃棄したのではないかとのことである。

各担当者から個別に聴き取った聴取内容についての説明は概ね上記のとおりであ

る。

これらの説明は、それぞれの担当者が自己に不利益な不適正管理を内容とする供述をしていることや、人によって答案用紙の公文書性や保存期間の認識に若干の差異はあるものの、概ね1年程度で廃棄していたという実態に関しては、皆が一貫してほぼ同様の供述をしていることから、証言の信憑性について疑いを抱くまでの事情は認められず、極めてずさんであるものの、慣例や思い込みから、文書管理規程によらない不適正な行為が長年にわたり行われていたものと認めざるを得ない。

(3) 管理職任用試験の答案用紙について

管理職任用試験の答案用紙についても、実施機関が、教員採用試験の答案用紙と同様の扱いをしてきたものと考えざるを得ない。

各教育事務所で実施した平成20年度採用小中学校教頭任用試験においては、中津教育事務所で実施した答案用紙のみ所在不明で不存在とされているが、その他の教育事務所分については実施機関が存在を確認し、条例に則って非公開決定を行っている状況からすれば、中津教育事務所分のみを実施機関が故意に隠匿していると認められるような事情もうかがえず、また、搜索等によっても発見されていないこともあり、不存在とした実施機関の決定を是認せざるを得ない。

(4) ファイル基準表の状態欄が「保管中」になっていることについて

文書を廃棄した場合は、文書管理システムに廃棄済みの登録をすることにより、ファイル基準表の状態欄は「保管中」から「廃棄済」に変わる。今回、実施機関が廃棄したと説明する答案用紙はファイル基準表では「保管中」となっており、廃棄を示す公文書も存在しない。しかし、前述のとおり過去の担当者等によれば、そもそも答案用紙に対して公文書としての認識がないか、あるいは希薄であることや、廃棄に際しても全く決裁を受けていないといった状況からすれば、担当者が単に文書管理システムの廃棄入力をしていなかったことも十分考えられることから、そのことをもって答案用紙が存在するとまでは言えない。

(5) 答案用紙の搜索について

教員採用選考試験に係る汚職事件が発覚した翌朝から、執務室や会議室、倉庫等において警察の搜索差押えが行われたが、教員採用選考試験の答案用紙については発見されておらず、押収品目録にも入っていない。また、本件請求後や異議申立て後においても、実施機関の総務班の者が何度も考えられる場所を搜索したが、対象公文書の発見に至っていないとのことである。

(6) 保存期間を定める決裁伺いについて

今回の審査の中で、平成16年8月25日に高校教育課人事班の者が、義務教育課及び高校教育課の採用試験の答案用紙の保存期間を11月と定める決裁伺書を起案し、義務教育課及び総務課への合議も経て、同年9月1日付けで決裁を受けていたことが判明した。実施機関において、その約1ヶ月後の10月1日から運用開始される文書管理システムに向け、所要の準備をしていたにもかかわらず、この11月と決裁された保存期間は同システムにいささかも反映されていなかった。

また、保存期間11月と定めた決裁についても、そのことを認識していたのは起案者と当時の義務教育課の試験担当1名のみであり、廃棄にかかわる職員はその存在すらも知らず、過去の例にならって廃棄が行われていたと推認せざるを得ない。

これらの実態は、極めてずさんなことであり驚くばかりであるが、関係職員が答案用紙の保存や文書管理システムについての適正な管理意識を持ち合わせていなかったことを物語っている。

#### (7) まとめ

以上のとおり、過去複数年の試験担当者等の説明や、警察、実施機関の検索結果などから判断すると、廃棄の状況や経緯についてなお疑問が残るものの、不存在であるとする実施機関の説明は、他に本件文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、これを是認するほかはない。

### 3 結論

以上のことから、実施機関が本件請求に係る対象公文書1について条例第7条第1号に該当するとして非公開とした決定及び対象公文書2について不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第7 附帯意見

本件異議申立てに係る審理によって、実施機関において著しく不適切な公文書管理が長年にわたって行われていたことが明らかになった。

情報公開制度は、行政の公正性や透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすためのものであり、同制度が適正かつ円滑に運用されるためには、公文書の管理が適切に行われていることが前提である。本事案について県民の間からは、実施機関が答案用紙を組織的に隠匿しているのではないか、あるいは都合の悪いものを故意に廃棄したのではないか、など疑いの目が向けられているのも事実である。これも不適切な文書管理に起因するものであり、審査会として強く遺憾の意を表明するものである。

実施機関は、答案用紙の保存期間内の廃棄など不適切な文書管理の監督責任について、関係者に対し懲戒等の処分を行い、規定や管理方法の見直しなど文書の適正管理についても改善策を講じているが、職員の意識改革も含め、それらを今後も確実に実践していくことが重要であり、県民が注目していることを忘れてはならない。

国においては先般、行政文書等の適正な管理、保存を目的とする法律（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号））が制定され、その中には地方公共団体の文書管理についての努力義務規定（第34条）も盛り込まれているところである。実施機関においてもこの法律の趣旨を十分考慮のうえ、これまでの取組に加え、その保有する文書の適正な管理に関して速やかに必要な施策を策定し、二度と再びかかる不祥事を起こさないという決意のもとにこれを実施するよう求める。

## 第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月 5日	諮問
平成20年12月 2日	事案審議（平成20年度第6回審査会）
平成21年 1月28日	事案審議（平成20年度第7回審査会）
平成21年 2月25日	事案審議（平成20年度第8回審査会）
平成21年 3月25日	事案審議（平成20年度第9回審査会）
平成21年 4月28日	事案審議（平成21年度第1回審査会）
平成21年 6月24日	異議申立人・実施機関意見陳述（平成21年度第2回審査会）
平成21年 7月29日	実施機関意見陳述（平成21年度第3回審査会）
平成21年 8月26日	事案審議（平成21年度第4回審査会）
平成21年 9月30日	事案審議（平成21年度第5回審査会）
平成21年11月 4日	事案審議（平成21年度第6回審査会）
平成21年11月25日	事案審議（平成21年度第7回審査会）
平成21年12月25日	答申決定（平成21年度第8回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁護士	会長（H21. 3. 31 退任）
原 口 祥 彦	弁護士	会長（H21. 4. 1 就任）
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行

武 田 寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社特別顧問	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	

別表

本件請求に係る対象公文書

試験区分				試験実施年	10～17	18	19
				採用年度	11～18	19	20
教員採用選考試験(義務教育課・高校教育課)				一般	(4)対象公文書2 (その他(4)については同じ)	(4)	(4)
				論文	(4)	(4)	(4)
管理職任用試験	義務教育課	小中学校校長	本庁で実施	一般	(4)	(4)	(1)適用除外
				論文	(4)	(4)	(1)適用除外
		小中学校教頭 (教育事務所で実施)	佐伯教育事務所	一般	(4)	(4)	(2)適用除外
				論文	(4)	(4)	(3)対象公文書1
			竹田教育事務所	一般・論文	(4)	(3)対象公文書1	(3)対象公文書1
			日田教育事務所	一般・論文	(4)	(3)対象公文書1	(3)対象公文書1
			別府教育事務所	一般・論文	(4)	(4)	(3)対象公文書1
			大分教育事務所	一般・論文	(4)	(4)	(3)対象公文書1
	中津教育事務所	一般・論文	(4)	(4)	(4)		
	高校教育課	高校校長	本庁で実施	一般・論文	(4)	(4)	(4)
		高校教頭	本庁で実施	一般・論文	(4)	(4)	(4)
		高校事務長	本庁で実施	一般・論文	(4)	(4)	(4)

対象公文書及び非公開理由

- 凡例
- (1)(2): 条例第31条に該当～条例の適用除外で非公開(訴訟に関する書類及び押収物)
  - (3): 対象公文書 1 ～条例第7条第1号に該当し非公開
  - (4): 対象公文書 2 ～公文書不存在で非公開